

【参 考 事 項】

- 1 地方最低賃金審議会は労働局長の諮問機関であり、その委員は、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員各5名の計15名で構成されている。（長崎労働局ホームページの委員名簿を参照）
- 2 今後、上記審議会は中央最低賃金審議会（厚生労働省に設置）から示された引上げ額の目安を参考に、地域の実情（経済情勢、賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等）に応じた最低賃金改正のための調査審議を行うことになる。
- 3 現在の長崎県最低賃金は、昨年の改正で55円引き上げられ時間額953円となり、令和6年10月12日に発効している。

●最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、国が法的強制力（最低賃金法）をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則（最賃法第40条：50万円以下の罰金）が定められている。

●目安制度について

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性の確保に資するため、中央最低賃金審議会が、毎年、47都道府県を複数のランク（令和4年度まではA～Dの4つ、令和5年度からはA～Cの3つ）に分け、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示することとしている。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これに拘束されるものではないこととされている。

令和6年度の都道府県別の最低賃金額は、Aランクの東京都最低賃金は1,163円で最も高く、全国加重平均は1,055円である。

令和6年度のCランクには、福岡（Bランク992円）を除く九州・沖縄各県が含まれており、現在の最低賃金額は佐賀956円、大分954円、長崎、鹿児島953円、熊本、宮崎、沖縄が952円である。

●今後のスケジュール

今後、長崎地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安（令和6年度は令和6年7月25日に答申）を参考に、地域の実情（経済情勢、賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等）に応じた最低賃金改正のための調査審議を行い、審議結果について審議会会長から局長に対して答申がなされ、異議申出に関する手続を経て長崎労働局長が決定する。